

ブラックバスってまだ問題なの？

全国ブラックバス防除市民ネットワーク 半沢 裕子

全国ブラックバス防除市民ネットワーク(通称ノーバスネット)は2005年、ブラックバス(オオクチバス、コクチバス)がすったもんだの果てに特定外来生物に第一次指定され、外来生物法が施行された年に誕生した。当時はまだ、日本でバス釣りを楽しんだり、バス釣りで経済効果を得ようとする人たちの声が大きく、もともといた生きものとその生息環境を守るため、バスを駆除したり、経済利用しないよう訴える人たちは、それを妨げるものとして批判されることも多かった。そこで、全国でブラックバスの防除(密放流の防止と駆除)に悩まされている団体が連合会をつくり、情報交換や相互協力をしたり、連合会としてバス問題について訴えていくことを目的としたものだった。

それから早17年が経過し、特定外来生物に指定されるような侵略性の高い外来生物は、飼育したり野に放したり、持ち運んで移殖したりすることはよくないという意識は広く定着した。特定外来生物の防除については、学校教育においても普通に取り上げられるようになってきている。つい先頃(2022年1月11日)にも、たくさんの人が飼育していることからなかなか特定外来生物に指定できなかったアカミミガメとアメリカザリガニに対して、せめて輸入や販売、野外への放出は規制するよう、中央環境審議会が環境大臣に答申したというニュースが報道された。

では、ブラックバスは今の日本ではもう問題ないのだろうか？ じつは、今も大いに問題で、「外来生物法で特定外来生物に指定されたにもかかわらず、指定当時と状況があまり改善されていない唯一の生きものがブラックバス」と語る専門家もいるほどだ。

たとえば、今なお密放流によるブラックバス生息域の拡大が疑われている。20年にわたるブラックバス防除活動を粛々と続けた結果、ブラックバスの低密度管理に成功し、一次は姿を消したゼニタナゴが復活し、世代交代するまでになった宮城県伊豆沼・内沼とその流域は、まさに「奇跡の水域」だが、そんな水域にも今日なおブラックバスの組織的密放流が疑われている。近年、関係者を心配させているのはコクチバスの拡散だ。オオクチバスより急な流れや冷水域を好むコクチバスは、1992年頃、福島県の檜原湖や長野県の野尻湖などで「発見」され始めるが、外来生物法で特定外来生物に指定されて以降も源流域などで確認が相次ぎ、広がりが強く懸念されている。

外来生物法施行時、法律以前に免許されていた4つの湖(芦ノ湖、河口湖、山中湖、西湖)ではオオクチバス漁業権が継続されたが、これは今日も続いている。それどころか、近年は、「そこに生息しているバス」を釣る釣り人から施設利用料などの名目でお金をとる漁協も増えており、外来生物法以前の状況になし崩しに向かいつつある。

外来生物法以前の状況とは、「いつのまにかバスが生息するようになり、在来魚がとれなくなり、最初は必死の駆除が行われるが、そのうちバスを利用する方向に転換する」と

いうものだ。黒いものが白くなるこの図式を私は「ブラックバス・オセロ」と呼んでいるが、この図式によってそれまでの生物群集が壊滅することが問題視され、ブラックバスは外来生物法で第一次指定された。もっと言うと、同法が最も規制したかったのはこうした形の環境破壊だったとされているが、まさにこの形が復活しているのだ。

また、同法施行時、釣り人によるリリースは「野外に放つこと」には当たらないとの判断が環境省から示されたことから、今なおバスはリリースするのが普通で、YouTubeなどのSNSや有線放送の釣りチャンネルなどでは、バス釣り人が至るところでバスを釣り、掲げて見せ、リリースする動画が配信されている。

ブラックバスのリリース禁止はブラックバスのなし崩しの拡散と利用を抑制する規制として、外来生物法ができる以前に考え出された。今日、多くの都道府県の漁場管理委員会規則に定められており、2003年に施行されたいわゆる琵琶湖レジャー条例に盛り込まれたときは大きな論議を呼んだ。つまり、琵琶湖ではバスを釣ったらリリースしてはいけないのだが、今日、リリース禁止を守っているバス釣り人はほとんどいないと聞いている。

これらを要約すると、「バスは特定外来生物に指定され、多くの人は『野に放したり飼育してはいけない』と理解しているが、バス釣りの現場では法律以前と変わらずに利用され、リリースされ、密放流もとまらない」状況にあるとすることができる。

これを何とかできないかということで、ノーバスネットでは2020年度から「オオクチバス漁業権を見直すプロジェクト」を開始した。オオクチバスに対する第五種共同漁業権の免許は2023年度に書き換えが予定されているが、外来生物法施行後18年もたつただから、そろそろ書き換えないでいただけませんかと各方面に訴えている。バス問題は前述したように漁業権だけでなく、管理釣り場、リリース、密放流などの問題も含むので、2022年度は「ブラックバス問題を前進させるプロジェクト」に拡大予定だが、問題解決の道筋をオオクチバス漁業権書き換えまでの時期に集中して探りたいと考えている。

共存してきた生物群集とその環境ができるだけ変わることなく存続してくれることは、私たちにとっても大きな安全保障だ。それらが失われることに危機感を持ち、しかも国の法律で移動や飼育が厳しく規制されたブラックバスの防除に取り組む人たちがいる同じ国に、バス釣りの経済利用を拡大しようという動きがあり、釣っても駆除せずリリースするのが当たり前という人たちがいて、結果として密放流による生息域拡散もとまらないというのは、やっぱりヘンではないか。外来生物法の意義にかかわる状況が続いていると思う。